

建設業者等の指名停止について

平成29年10月12日
土木部 監理課

1 指名停止措置業者

(1) 株式会社 藤林建設

入札整理番号 13-0530

主たる営業所 柏崎市大字安田155-1

(2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

平成29年10月12日から平成29年11月11日まで

3 指名停止の理由

柏崎地域振興局地域整備部発注の集水桝設置工事において、平成29年8月31日に住宅等42戸が断水する事故を発生させたことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第1、第5号）に該当するため。